

市民主体による 自主自立のまちづくり

第2回



まちづくり基本条例の効果・基本原則

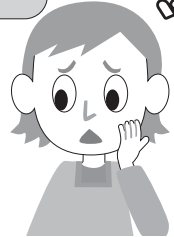


Q 条例ができて、どんなことが期待できるの？



A この条例は、まちづくりにおける基本理念や基本原則をはじめ、まちづくりのあり方や進め方などについて定めています。それを市民の皆さんや議会、市長等が継続して実践することで、一歩ずつ、より良いまちになっていくことが期待できます。

Q まちづくりの基本原則ってどんなもの？



A まちづくりにおける基本原則として「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」の3つを定めています。
市民の皆さんの参加や協働をより推進するためには、まちづくりに関する情報の共有が欠かせません。
そのため、はじめに「情報共有」を規定し、まちづくりへの「参加」、さらには市民、議会および市長等がそれぞれの立場で、相互に連携しながら協力する「協働」を原則として定め、まちづくりを三者で進めていくこととしています。

まちづくり基本条例の3つの基本原則

情報共有の原則	まずは知ることから 市民、議会および市長等は、まちづくりに関する情報を共有します
参加の原則	市政への参加も積極的に 市民は、自主的かつ積極的にまちづくりに参加し、議会や市長等は市民が参加しやすい環境を整備します
協働の原則	ともに地域を支えよう 市民、議会および市長等は、互いに相手の立場を尊重し、協力しながら課題に取り組み、解決していく協働のまちづくりを進めていきます

問合せ 市民連携室